

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議議事録

日 時 令和7年12月15日(月) 午後3時
場 所 君津市役所5階 大会議室

【君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議】

- 1 開 会
- 2 副市長あいさつ
- 3 会長あいさつ
- 4 議 題
 - (1)前回の振り返り
 - (2)法定外税の必要性について
 - (3)法定外税の検討(その1)
 - (4)法定外税の検討(その2)
- 5 その他
- 6 閉 会

◎ 出席委員 4名

青木 宗明(※) 金子 林太郎(※) 倉阪 秀史(※) 鈴木 喜計
※オンラインでの出席

◎ 欠席委員 0名

◎ 出席職員 15名

| | | |
|------------|------------|--------------|
| 副市長 | | 荒井 淳一(挨拶後退席) |
| 経済環境部長 | | 石山 英樹 |
| 経済環境部次長 | | 馬場 貴也 |
| 経済環境部環境保全課 | 課長 | 小松 毅 |
| 〃 | 環境施策係長 | 棚倉 永允 |
| 〃 | 環境グリーン推進係長 | 池田 遼矢 |
| 〃 | 調査規制係長 | 本吉 拓哉 |
| 〃 | 主事 | 板倉 世緯 |
| 経済環境部環境衛生課 | 課長 | 見富 貴浩 |
| 総務部 | 次長 | 川名 慶幸 |
| 企画政策部 | 次長 | 栗坂 達也 |
| 財政部 | 次長 | 開田 雅典 |

//
財政部課税課
//

次長
課長
副課長

永田 聡
岡 修平
三澤 正浩

◎ 公開又は非公開の別 公開 ・ 非公開

◎ 傍聴者 4名

君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議

《午後3時00分開始》

(棚倉係長)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第2回君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議を開会いたします。

本日、進行を務めさせていただきます、環境保全課の棚倉と申します。

よろしく願いいたします。

本会議は、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱第3条のとおり開催することを報告いたします。

また、本日もWebを併用しての会議となっておりますので、会議中に何か不都合などございましたら、都度ご指摘いただければと考えております。

なお、本会議については、公開となっております、議事録につきましても、後日、市のホームページで公開したいと考えておりますので、ご了承願います。

本日の傍聴者は4名です。既に会場後方にご着席いただいております。

それでは、配付資料について、確認させていただきます。

本日の配付資料としては、会議次第、有識者会議名簿、出席職員名簿、席次表、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱、資料1「前回の振り返り」、資料2「法定外税の必要性についてVer. 2」、資料3「法定外税の検討（その1）Ver. 2」、資料4「法定外税の検討（その2）」になります。

資料が足りない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

それでは、荒井副市長から挨拶をさせていただきます。

(荒井副市長)

皆様こんにちは。副市長の荒井でございます。

本日は、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

皆様には、本市の重要施策の検討にご協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。

前回の有識者会議を経て、本市が新たな環境施策として法定外税を検討していることが、様々なメディアに取り上げられ、市民や関係者の皆様から大きな関心をいただいております。

本市としましても、この関心の高まりを真摯に受け止め、より一層気を引締めまして、市民生活や経済活動への影響も十分考慮し、丁寧に検討を進めて参りたいと考えております。

本日は、第1回に引き続きまして、具体的な制度の内容について、専門的かつ多角的な見地から、皆様にご意見を頂戴したいと思います。

皆様の知見をお借りし、市民をはじめ、関係者の皆様にご理解いただける制度設計となるよう、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

(棚倉係長)

荒井副市長、どうもありがとうございました。
続きまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

(金子会長)

皆さんこんにちは。

師走のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

前回、10月の会議に引き続き2回目の会議ということで、今日の議題は、前回の振り返りをしながら、前回の議論内容をしっかりと確認をした上で、新たに制度設計について議論を進めていくこととなりますので、目的に対して適切な制度設計になるように、皆で議論をして参りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(棚倉係長)

ありがとうございました。

それではここで、荒井副市長におかれましては、公務の都合により退席をさせていただきます。

(副市長退席)

(棚倉係長)

本日の出席職員につきましては、お手元の出席職員名簿、席次表によりまして、紹介に替えさせていただきます。

それでは、以降の議事の進行につきましては、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議開催要綱第4条第1項の規定により、金子会長に議長をお願いいたします。

よろしくお願ひします。

(金子議長)

それでは、これより私のほうで議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行のため、委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

それでは、早速、議題(1)「前回の振り返り」ということで、事務局からの説明をお願いします。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ありがとうございました。

資料1についての説明をいただきました。

これ自体は前回の振り返りということですので、内容を確認して、特に前回と違ったことが書かれているといったことがなければ、先に進んでもよろしいかと思いますが、何かこの資料にまとめられていることについて、間違いとか、あるいはもう一

度確認をしておきたいということがありましたら、ご発言いただきたいのですが、いかがでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

この後の資料をいろいろと修正をされているところで、内容を確認しながら議論を深めることもできるかと思いますので、これについては説明をいただいたということで確認をして、先に進めて参りたいと思います。

事務局もそれでよろしいですかね。

(事務局同意)

(金子議長)

それでは、続いて議題(2)「法定外税の必要性について」、こちらは前回の資料を修正したものの確認となるのでありますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ご説明ありがとうございました。

それでは、この資料に基づきまして、ご意見、ご質問等をお受けいたしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

倉阪委員、お願いします。

(倉阪委員)

資料に私の名前が載っておりますので、一応、補足と言うか、コメントをしますが、環境基本法22条の2項、これを入れる際に、当時、法制局において、誘導目的で、国民の財産権を一部解除すると言うか、税金を取ると言うことは財産権とどこかで抵触することになるんですけれども、そこについては、誘導型の税制というものが、ライフスタイルとかビジネススタイル、こういったものを変えていかなければならないという、環境行政上の要請から妥当であるという議論をして、22条の2項というものが環境基本法に入れられたと記憶をしております。

なので、誘導目的で経済的な負担を課すという政策については、法的にも認められているというふうに、私は理解をしているところでございます。

以上、補足でございます。

(金子議長)

倉阪委員、ありがとうございました。

この後の議論でも非常に参考になる内容の補足をいただいたかと思います。

私から少しよろしいでしょうか。

4 ページの本市の課題という図が新たに追加されておりますけれども、これについて、既存の資料を拝見すれば、ある程度把握はできるのかと思いますけれども、改めてこの図について、少し事務局から説明をいただくと、この後の議論においても参考になるかと思しますので、可能な範囲で補足説明をお願いいたします。

(池田係長)

環境保全課の池田です。

資料につきましては、2 ページ目から3 ページ目にかけて、市のおかれている状況、課題についてまとめたわけですが、基本的には、この内容を、市民の皆さんをはじめ、広くご理解をいただく、イメージを持っていただくためにも、図示するということが必要ではないかと考えて取り組んだものになっております。

現状の図といたしましては、処分場というのが、この図にあるとおり水源地に立地しております、この影響というのが、青色で塗り潰している部分となります。このように周囲に影響を与えているんだというところ、特に、処分場の立地していない自治体にはない、君津市だからこそ生じている影響というものが必ずあるといったところをご理解いただくのに、使っていただける図ではないかなと考えて作成をしております。

影響については、処分場に近いエリアのほうが、様々影響というのがあるというふうを考えられますので、色に濃淡をつけております。

また、青色が影響だということで矢印なども出ておりますけれども、反対向きで赤色の矢印ですとか、赤字の説明といったものが入っております。こういった影響に対して、市として様々対応していく事項がありますので、この赤字の部分というのが、市のアクションであるという趣旨で作成をしております。

説明としては以上となります。

(小松課長)

環境保全課の小松です。

少し補足で、池田から説明させていただきましたけど、赤色が市役所の関わることということで、例えば周辺地域への自然環境や生活環境への負荷というのが、処分場から出る負の部分としますと、私たちはそれに対してモニタリングをするということで赤い矢印があります。同じように、左側には水源地に立地する長期的な環境汚染リスクがあり、住民の皆様の大きな不安があると。それに対しては立入検査をしたり、監視をしたりというようなイメージを、図で表しているというところでございます。

また、処分場のイメージの左上ですけど、排出事業者から処分場に廃棄物が搬入される。処分場に関しては、千葉県が、許可、監督、指導を行うというようなイメージの図になってございます。

補足としては以上でございます。

(金子議長)

ありがとうございました。

この図を見ますと、例えば道路などのインフラへの負荷といったものも影響として示されておりますし、景観の悪化、あるいは風評被害の懸念、地域のイメージの低下とい

ったところになるかと思いますが、そういうような影響もあるというふうに示されていると。

それに対して、適宜、インフラなどは修復、地域のイメージに関しては地域のPRといったところも必要になってこようというふうな説明になっているかと理解しております。

この図に示されたようなことが、処分場が立地していることによって引き起こされているというふうに考えれば、資料2の7ページですかね、前回の倉阪委員のコメントで、財政需要を具体的に試算しないと税率が試算できないという議論には陥らないけれども、負荷活動を抑制する必要があるということは言わなければならないと。負荷活動が多くなればどのような面で市に影響があるのか、市民の生活にどのような影響があるか、具体的に示せないといけないのではないかという、これに全てとは言いませんけれども、ある程度このコメントに対するお答えはこのような図でご説明をいただいているというふうに受け止めてよろしいわけでしょうか。

(小松課長)

そうですね。

まだ、処分場からどのような影響が出ているかというのは、これはあくまでもイメージですので、また新たな問題というものが出てくるかもしれませんけども、一応そういったような理解で考えているところです。

(金子議長)

分かりました。

この図について、委員の皆様から、何かご質問やご意見等があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

これまでの事務局からの説明も交えて、少し間違っているとか、あるいはこういうものもある、これは少し違うのではないかとといったところがあればご意見いただきたいのですが、いかがでしょうか。

鈴木副会長、お願いします。

(鈴木副会長)

まとめ方として、1つの考え方なんです。

端的に言ってしまうと、処分場が立地している自治体の中では、ここで濃いブルーとか薄いブルーがあるんだけど、こういったような影響があるということを示していると思うんですね。それとその外側に真っ白な円がありますよね。ここは処分場の立地していない自治体ということですので、そのような影響がないということがイメージとして、図で分かるわけです。

どのような影響が出ているかということ言えば、例えば、いろいろ議論されているように、水道水源保護条例もありますので、ここでは表流水のことについて書いてあります。しかしながら、地下水に対するインパクトもかなりあるわけですね。

それと一方では、最終処分された物質が、要は、減容化・減量化、あるいは不活性化、無害化するまでの間に、大気汚染リスクもあるわけです。悪臭などという問題もありま

す。そういうようなことも少し補足するともっと面白いのかなと。

ですから、冒頭申し上げましたように、立地自治体では、少なくともブルーの濃いところとか薄いところというインパクトがあるんだよと、立地しないところは全くないよと、こういう対比で考えると、これはよくできた図だなと思っています。補足するのであればこういう補足の仕方もあると思います。

以上です。

(金子議長)

ありがとうございます。

事務局から。

(石山部長)

貴重なご意見ありがとうございます。

今回、初めてこのイメージ図を作成しまして、私も、これはまだまだ手を入れながら、バージョンアップしていけそうな図になっていると思いますので、今後また複数回会議をする中で、このイメージ図については、グレードを上げていきたいと思っています。

また様々この図でこういったものがというようなお話があれば、また今後も含めてご意見いただければと思います。

よろしくをお願いします。

(金子議長)

ありがとうございました。

ほかに何かご意見、あるいはご質問等はございますでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

それでは、私から1つ、資料の5ページに、前回の議論の確認のような形になりますけれども、当初、新たな環境施策の目的として、立地の抑制と財源の確保という2つを出されていたわけですが、前回の議論も踏まえて、具体的に、財源の確保というのを立地の抑制とともに目的に掲げるというのは、避けたほうがいいたろうという議論だったかと思います。

最初の倉阪委員からのコメントにもありましたように、必ずしも、財源を確保することを目的としないものであっても、税という制度を使って経済的な負担を課すということは、法律上問題はないものと受け止められるということもありました。

そこで、この目的に関して、立地を抑制するということに、そもそもどういう状態が起点になるのかということも、少し確認をしておいたほうがいかなというふうに思います。先ほどの4ページの図などでは、処分場が立地したことで様々な問題が生じるようになってきているということですが、処分場のない状態というのを起点に考えていくのか、あるいは少し狭く、今立地してしまっているものは現状なので受け止めるとして、これ以上の拡張を抑制していくというところを絞っていくのか、いわゆる現状を起

点にするのかというようなところを確認しておいたほうがいいかなと思います。

私としては、どちらかというところ、処分場がなければそもそもいろいろな対応も必要なかったわけですし、やはりそもそも処分場がない状態というのが起点であり、究極の到達地点というふうにして、政策を検討していくということになるのかというふうにして考えておりますけれども、この辺り、事務局のご意見、あるいは委員のご認識、お考え、それぞれ伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

事務局から。

(石山部長)

今会長からお話いただいた部分については、起点をどこにするかというところだと思いますので、次回以降の会議も踏まえて、資料4の最後のところで踏み込んでいけるところがあるのではないかと考えていると思いますが、いかがでしょうか。

(金子議長)

それでしたらまたそのときに議論するというところで、議長が自ら先走ってしまいましたので申し訳ありません。

それでは、目的については、ひとまず立地抑制というものを掲げておいて、財源の確保というのは目的には位置付けず、処分場が立地する限り得られる税収を活用して行えることというような形で捉えていってよろしいでしょうか。

(意見なし)

(金子議長)

それでは、そういったことを確認いたしまして、資料2の議論については以上にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

(金子議長)

それでは、本件については以上といたしまして、続いて議題(3)「法定外税の検討(その1)」について、こちらも前回の資料の修正版ということで、確認となるようですが、事務局からの説明をお願いいたします。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ご説明ありがとうございました。

それでは、若干新しく追加された図もあるようでございますが、資料そのものは前回のものがベースとなっております。

この内容について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

主に、税収の用途を特定するかどうかというところ、後半に説明してございますけれ

ども、説明にありましたとおり、場合によっては、物によっては、法定外目的税というふうにするほうが、様々な理解等が得やすくなることもあるのですが、今回検討している税につきましては、合理的に受益と負担の関係を説明することはなかなか難しそうですし、そもそも税収の確保というのを目的としていないと。さらに言えば、拡張ができるだけ抑制されて、税収が将来的に減っていくということが理想であるということからしても、やはり何か特定の財源に結びつけて考えるというところは、そういう発想にもなっていないかなというところですので、基本的にはこういう考え方でよろしいかなというふうに思っております。

倉阪委員、お願いします。

(倉阪委員)

私も、今回は誘導目的で設定をするということですので、そこは目的税という考え方ではなくて、一般財源に入るという形でのよろしいかなというふうに思っております。

(金子議長)

それでは、これにつきましては、そのような形で内容を確認して、特に反対意見等もないということで、先に進ませていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

(意見なし)

(金子議長)

それでは、議題(3)につきましては以上といたしまして、続いて議題(4)「法定外税の検討(その2)」について、事務局から説明を求めます。

よろしくをお願いします。

(事務局から資料に沿って説明)

(金子議長)

ご説明ありがとうございました。

かなり資料も分量が多くなっておりまして、確認が大変というところもありますが、今のご説明につきまして、ご質問、あるいはご意見等ありましたらいただきたいんですが、まず、私からよろしいでしょうか。

説明の初めのほうで、3ページの担税力のすぐ下のところに地方税も租税である以上というふうに書かれているんですが、説明を伺っていて環境税も租税である以上というふうにおっしゃったように聞こえたんですけども、これは地方税も、という理解でよろしいですかね。

(池田係長)

私の説明が悪かったと思います。参考と囲われている部分の中で、三つ目の丸ポチになるかと思うんですが、いわゆる環境税と言われるものについて、少し記載がある部分

がございます。

こちら見ていただきますと、環境税と言われるものにも租税一般の原則を適用すべきなのかといった議論があるところだと思いますけれども、この部分について、環境税も租税であって租税一般の原則については考慮すべきというふうにまとめております。

一方で地方税も租税であるといったところについては、一般的に、租税一般について言われていることについて考慮する必要があるといったところに、あまり議論がないと思いましたので、口頭での説明の中では、その部分については、割愛をしてしまったといったところになります。

(金子議長)

ありがとうございました。

よく分かりました。

いわゆる伝統的な税の考え方に即して制度設計を検討しようという意図をよく感じられる資料だったかなというふうに思いますが、財源調達を目的とした、いわゆる伝統的な税ならば、そのような考え方に沿って検討していくことが必要かなと思いますが、今日の一番初めに、倉阪委員からもご意見があったような、行動を変えさせると言いますか、社会に負荷がかかっているような行為、行動を、抑制するような目的の税の場合、そもそも財源調達を目的としていないわけですし、もちろん担税力がないと納税ができないという点はあるかと思しますので、全く無視して税を設計するというのは望ましくないのかと思いますが、これまでの財源調達を主目的とする伝統的な税と同じような枠組みで考えるのは、本市の考えようとしている法定外税の場合は、少し馴染まないところもあるのかなと、意識はするけれども、そこをスタートにして考える必要まではないのではないかと私自身は考えておりますが、この辺り委員の先生方いかがでしょうか。

青木委員、お願いします。

(青木委員)

よろしくお願いいたします。

今、金子会長からご指摘いただいているところ、まさにそのとおりで、この資料自体、私はほとんど理解ができないところばかりで、どこからご質問していいのかも分からないぐらいに、何をやられたいんだろうなというのが全くよく分かりません。

私も昔、環境税についてはかなりやっていたけれど、環境税の専門家の方が見るとかなり違和感を抱くところかなというふうに思います。

というのは、もちろん環境税に賛否両論あって、否の方寄りだと、当然、税金ではないのではないかというような議論も飛び出してくるわけで、そもそも税収目的でなくてうまくいったらゼロになるでしょうという話は30年前からありますので、こういうことを書く必要が果たしてあるのか分かりませんし、税金学者の私が言うのもおかしいですが、何をもちて租税一般の原則とおっしゃっているのかがよく分かりませんし、その下の応益と応能に分けてというところも、法定外税の場合に、これが必要なのかどうなのか、次の2ページ目のところの収益、取得税絡みでも、政策税制ですから、こういう枠にはめたような議論が必要あるのかないのかで言うと、私は全然ないんだろうなとい

うふうに考えておりますので、これの中で環境税をどこに当てはめますかという、当てはまる場所がないものですから、どう質問していいかわからないんですが、頭の中が混乱しているというのが正直なところでございます。

特に、金子会長おっしゃっているところからすると、この文章そのまま外に出したら、もう本当にいろんな意見出てきてしまうかなと思います。

とりあえず、以上でございます。

(金子議長)

ありがとうございました。

倉阪委員、続いてお願いします。

(倉阪委員)

従来の租税原則に入れるということがなかなか難しいというのは、皆さんおっしゃっているとおりだと思います。

応因原則ですね、応能でも応益でもなく、応因原則というような形で仕組むというのはあると思うんですが、ここでそういう租税論についての新しい論文を書くわけではないので、そこについては、今回の大きな目的として、産業廃棄物の最終処分場がどんどん規模を増やしていくということで、負担が増えるんだと。君津市民に対して、様々な負担がかかってくるんだと。そういうものをできる限り抑制をしなければならない。そのために、誘導するための1つの手段として、原因者に負担を求めるんだと。そういう頭の整理でやっていけばいいと思うんですね。

それを応益原則、応能原則に入れるというのは、正直難しいです。

素直に、産業廃棄物の最終処分場が規模を増やしていくということは、君津市民にとって望ましくないもので、抑制をしていくための政策をやりますと、それでいいのではありませんかと私は思います。

それで担税力が本当に付いてくるのかという話があるんですけども、そういう規模を増やしていくということに対して、何らかの収益が原因者に与えられるはずだと。なので、そこは規模に応じて負担を求めるということで、当然、担税力はあるだろうというふうに推認できると思うんですね。そこは問題なく解決できると思うんです。

本当は応因原則というような新しい原則を立てなければならないんですが、そういう税法の原則を1つ加えるようなところの議論というもの、君津市さんはそこまでしなくてもいいと思うんです。

実務上は、今私が説明したような理屈で通せるのではないのかなというふうに思います。

以上です。

(金子議長)

倉阪委員ありがとうございました。

青木委員続いてお願いします。

(青木委員)

今、倉阪委員おっしゃっていたので追加なんですけれど、認められているか認められていないか少し不安もあるので、金子会長にご判断いただければと思います。地方財政学会というのがあります。金子会長も参加されていますけれど、この問題とは少しずれるんですけれど、20年ぐらい前にシンポジウムで、環境税について、私は応荷原則というのを打ち出して、負荷の荷なんですけれど、要は環境に負荷をかけるから、それに基づいて課税をしましょうという考え方で、2、3本原稿書いた上で、地方財政学会の学会年報にも載って、本でここにもありますけれど、20数年前から言っただけなんです。

それが広まっているのかどうなのか、金子会長ご判断ください。自分で言うと、自画自賛になってしまいますので。ただ地方財政学会の先生方はシンポジウムに引っ張り出したぐらいですから、賛成していただける方も当時はかなり多かったかなというふうに思います。

課税の根拠として環境負荷ということ、応能、応益と並んで出すというのが、当時20年ぐらい前に私が言っていた主張です。これもしも焼き直しというのか、少し今のように負荷というのを原因に変えられるのであれば、全く同じ考えかなというふうには思っておりますので、金子会長ご検討いただければと思います。

以上です。

(金子議長)

ありがとうございました。

最近の青木委員のいろんなご論考では、応因原則でというふうなことで言葉が使われていたかとは思いますが、

(青木委員)

それはあくまで訪問税とか宿泊税の話なので、環境負荷について言うと応荷原則というのがかなりの確だったかなという気はしています。

(金子議長)

そういう意味では、どういう用語を充てるかに関わらず、考え方としては広く合意が得られているというふうに考えております。

私からも補足として、少し素材は違うんですけれども、炭素税の検討をされている論文を拝見しまして、税調でも活躍されている税法学者の岡村忠雄先生という、京都大学にいらして、民商法雑誌の2023年の冊子に、炭素税と課税要件論という論文を公表されているんですけれども、やはり炭素税などを考える場合も、従来の担税力を基本に考えるような課税要件論には収まらないところがあるというふうなことを、租税法の分野でも議論が行われているようでございます。

そういう意味では、従来の枠で考えてしまうと、なかなかうまく政策目的を果たすということもできにくくなってしまいますし、まさに90年代から様々な環境税の議論を積み重ねる中で、1つの考え方として、応荷原則、あるいは応因原則といったもの、一定程度支持をされていると思いますので、環境税という、特に誘導型の税制と

して仕組んでいくのが良いのではないかということを確認したところでもありますので、この資料はいろいろと租税について準備される中で、こういう考え方も確かに財源確保を主としていく場合にはあるのだけれども、それとは違うような、租税もバージョンアップしていると言いますか、新たな考え方で政策課題に対応していくという中で使われていると。

環境基本法の検討のところでもそういうふうな検討をされたということが、今日倉阪委員からもございましたし、そういう中で、先ほどの倉阪委員のご説明にあったような、処分場が立地して規模を増やしていくことによって、君津市に、市民に、様々なリスクと負担というものがのしかかってくると。それを抑制するために、環境負荷に対して課税をしていくのだという考え方で制度を作っていく。その中で、何に税を課すのが、目的との対応が良いのかという、いわゆるリンケージですかね。環境税で言われるところの。

そういう目的との関連性というところをしっかりと考えていくことが必要になるかと思えますので、そういうところから、課税客体について整理をしていくと、おのずと答えが見つかってくるのかなと。

この資料、いろいろな悩みを抱えながら作られていると思いますが、そういう悩みからは、ある程度解放をされると言いますか、逆に解放されないと、目的に沿った制度設計というのができないというふうに考えてよろしいかと思えます。

(小松課長)

貴重なご意見どうもありがとうございました。

今回は、皆さんの意見を頂戴して、また私どもの事務局も一旦頭の中を整理して、考えさせていただければなというふうに思っております。

(金子議長)

分かりました。

そんなに難しくお考えになるところでもないのかなという感覚もありますけれども、やはり従来の税の考え方も尊重しながら制度設計をしようとする、やはりギャップというものはお感じになるのかなというのは、私も理解はいたしております。

今まで申し上げたように、従来の税の考え方というのを全く無視するものではないけれども、新たな考え方、環境税の考え方で制度設計をしていくのが適切であるということをお申し上げたということにしたいと思えますが、具体的な制度設計、課税客体について、重量割、規模割というのが考えられるというところは申し上げられるかと思えますし、事務局の受け止めなども考えますとその辺りまでですかね。

青木委員、お願いします。

(青木委員)

なかなかこれ議論が難しいところではあるんですけど、これから申し上げることを申し上げると、また少し混乱が加わってしまうかなという気はするんですけども、特に、これから総務省と事前の相談をしたり、地方財政審議会ということになると、あまり新しい考え方ですよという、特に、原因だけで攻めるといって、少し官僚的

には受けがよくないというか、要らぬことを言ってくる危険性はあるなというふうに思っています。

現実には、我々とする、今のようにこうやっていると市民に対して負荷がかかるんだから払ってねという考えなんですけれど、やはりもう1つ、両面から説明ができたほうが、少しぶれたようには聞こえるので、あくまで今は戦略的な話をしているんですけれど、考え方の基本として、今のように原因者の処分場に負担をしてもらって、できるだけ抑制をしましょうということでもいいと思うんですけれど、類似の税として事業所税を1975年に作ったときも、はっきり言うと都会から事業所を出して外に行かせようというのが、かなり強い意思としてあったんですけれど、あまりそれを表に出さないうで、逆に、大都市に立地することによって利益を受けているんだから税金払いましょうねという話にすり替えたというか、見せ替えた部分もあるんですね。

今現時点で、恐らくもう40年前50年前ぐらいのことなので、むしろ、今何の税ですかという、やはり追い出すというのがほぼほぼ消えましたので、大都市に立地することの利益を受けているから払ってねというほうが強くなってきています。

同じようにして、今回も、君津市に立地することによって、この業者が利益とは言いませんけれども、営業をかなり野放図に拡大している。当然そこから利益を受けているでしょうみたいな説明を付け加えておいたほうが、戦略とすると得かなという気はしています。

ですので、あまりこの最初のところで悩まれてしまいますと、恐らく君津市さんの中の石山さんはじめ、環境部局の皆さんが混乱をしてどうしたらいいのかなというふうになってしまうかなと、そこを心配するのであえて戦略的なお話をしているんですけれど、あまり税の根拠がこれだからと、あるいは税の理論、金子理論がこれだからというようなことは、あまり鮮明にしないほうがむしろ得かなと。

いろんなことをここに入れておいて、倉阪委員も私も金子会長もおっしゃっているように原因課税でいいんですけれど、それに加えて、いわゆる伝統的な受益のような地方税理論をもう少し混ぜておいたほうがいいです。

そこをあまり線を引いて、ここはこれがこれですとかいう理論的な整理は少し無理があるので、やらないほうがお得ですよというのが、私からのアドバイスになります。

少しごちゃごちゃして申し訳ありませんけど、伝わったでしょうか。

もし、ご不明の点あればご質問ください。

以上です。

(金子議長)

ありがとうございました。

新しい税であるからこそ、新しいばかりを押し出すのではなく、これまでのつながりと言いますか、これまでのような要素で説明ができる部分も足していくという、既存の税の延長に新しいものがあるというような位置付けで制度設計をしていくことが賢明ではないかと。全く新しい税となるといろいろと難しいところも出てくるかなという、大変、示唆に富むご意見だったかと思います。

倉阪委員、お願いします。

(倉阪委員)

税法をやっている人には、原因者負担とか、汚染者負担とか、なかなか理解してもらえないんですね。そこは税法をやっている人と全面戦争します、みたいな形になると、これはまた大変なことになると思うので、そこは、誘導目的で負担を求めるということは環境基本法で認められているので、それで今回は制度を仕組みましたという形で説明をしていけばいいのかなど、税法の原則を変更しようみたいなことで、全面戦争を仕掛けるというのは、労力的にも、戦略的にも、あまり望ましくないということだとは思いますが。

(金子議長)

ご助言ありがとうございました。

(池田係長)

環境保全課の池田です。

資料を事務方として作成している者として、今のお話、途中から少し安心するような形で聞いてしまっただけなんですけれども、現状の資料の意図としても、先ほど青木委員から、戦略的に、といったお話もありましたが、我々、行政の立場としてこの制度設計をしております。総務省とのこの後の協議というのはもちろんですけれども、やはり広く皆さんからご理解をいただける制度にしていきたいといった想いで検討して、資料も作っているといったところになります。

今のお話いただいたので考えますと、どちらも否定しないと言いますか、現状の資料でも、担税力があるのかといった観点で考えても、また、環境税として、こういった環境負荷、こちらを担税力のような形で考えるとといったところ、恐らくこういった2つのアプローチ、別のものとしてあるというようなお話かと思えますけれども、いずれのアプローチでいっても、どちらかでこうなるといったような形ではなくて、恐らく、結論としては、両方の理論的なバックボーンを持った状態で導いていけると言いますか、今考えているような施設の規模、容量に課税をするといったところも、こういった経済的な能力というところも踏まえながらも、今おっしゃっていただいたような環境税の考え方といったところもきちんと持っている、否定するものではないといった結論になるのではないかなというふうには考えているところです。

以上となります。

(金子議長)

ありがとうございました。

鈴木副会長、ご意見ございますか。

(鈴木副会長)

専門家の方々にいろいろご意見いただいて、なるほどと拝聴するところが多かったと考えております。

本日の配布資料は4つありました。資料1は前回は振り返ってというところでまとめられておりますので、資料2、資料3も同様に比較的すんなり流れたと思えますね。

実は、資料4は本丸に切り込んだと捉えております。本丸に切り込むに当たっては、まだまだ事務局と各委員とのコンセンサスもきちんと取れていないと思いますので、少しお時間をいただいております。次回までに、資料4を前回のまとめみたいところで、皆がコンセンサスを取れるような形でまとめていただいて、それから本丸に切り込むわけですから、そういうように議論を進めていくようにしてはいかがでしょうか。

(金子議長)

ありがとうございました。

今回、事務局がご用意されたところと、我々有識者会議のほうで考えようとしているところというのは、少しアプローチと言いますか、角度が違ったところがあるので、そのすり合わせを事務局でしていただくために、少し時間を置くというようなご提案だったかと思います。

今日、これ以上このまま議論をしましても、なかなか先に進むというところにはいかなかなと思いますので、次回、更に税の課税客体、課税標準、あるいは税負担水準というところを、いわゆる税の制度設計の本丸に迫っていくことになるわけですけれども、入り口のところで、今後の進め方について、ある程度目線合わせというのができてきたかというふうに思いますので、事務局に資料の作り方について少し修正を検討いただくということで、次回以降、課税客体も含めて検討してはどうかということかと思いますが。

青木委員をお願いします。

(青木委員)

1点だけ、今日やっておいたほうがいいのではないかなというふうに思うところがありまして、先ほど金子会長が先走ってとおっしゃっていましたが、資料4のところの絡みで、要は目的をどこにするのか、つまりできたときからの原因と言うか負荷の話にするのか、それとも今後の話にするのかというご質問されていましたが、これが恐らく資料4のところの案の2つ、何とか割と何とか割というものと直結しているんだろうと思うんですね。

私が今日お伺いをしたいのは、我々委員が考えているのは規模の拡大抑制ですから、当然、重量割ではなくて規模割がないと目的が果たせないと思うんですね。規模割のやり方についても、固定資産税と被らないようなやり方はいくらでも考えられると思うんですけれど、そちらが本当の目的だとすると、重量割を入れるというのはどういう理由なのかなというところがお伺いをしておきたいかなと。1本でもいいんですけど2本にする理由が何かなというのと、もう1つ10ページのところにあるんですけれど、埋立済のものについては課税できないというふうには書いてはあるんですが、これ実は言うところと先ほどちらっと言った事業所税のときにも散々議論が出ていて、1975年のときですけれど、既存企業とこれから新增設する企業と、君津の今の例は1事業者しかいないのですが、税金ですから、通常はそんなに納税義務者を特定せずに考えるとすれば、事業所税を議論したときと同じように、既にあるものに課税しないでこれからやる人にだけ課税しようというのとは不公平でしょうというのが、当時のかなり強い意見だったんですね。

そこからすると、何でこれ既に埋立済みのものには課税できないとなってしまうのかというのが理解できなくて、事業所税なんかの場合には、既存の事業でもう既にあるものに後から課税しているんですね。そういうことの実例があるので、別に後から課税が駄目という話では一切ないんですけど、どうしてバツ付いてしまっているのかなというのも教えていただければと思いますけれども、以上2点になりますけれども、ここを今日やっておいたほうがよろしいのではないかと思います、議長いかがでしょうか。

(石山部長)

よろしいでしょうか。

様々、貴重なご意見ありがとうございます。

青木委員から、何点かご指摘いただきましたことの答えになるか分かりませんが、いよいよ、先ほど鈴木副会長が発言された本丸というところで、いきなりだいぶ疑義が出てというところで今になっていると思います。

私ども、やはり今回の会議の資料を作る中で、どうしても従来の課税原則論に捉われている状況の中で、一旦資料を作ったというところになりました。

ただ、今日の議論の中で、応荷原則というような考え方、そして、炭素税を例に挙げて、そこでは収まらないと、そういった考え方というところが、この会議の中で非常に新しく認識できたというふうに思っております。

そうなりますと、一旦、今日までのこの資料では、その部分が少しぼやとした中だということだったんですが、逆にそこがしっかり確認できたということにもなるかと思えます。それがまず1つ。

それと、最後に青木委員が言われた、10ページのバツをしている搬入済みのものには課税できないと。これは縦に見ていただくといいと思うんですけど、この図はあくまでも既存の産廃税の重量割だと、廃棄物の搬入1トン当たり1000円というところで、既に入ったものについてはかからないと、重量割に対しては現状そういう考え方があるというだけだろうというふうに理解しております。

ただ、これが今度規模割になりますとどうかというところが、次回以降の核心のところになってくると思えます。それがまさに先ほど金子会長が、どこの時点で課税するかと、入る器そのものの容量なのか、今埋立中の残っている空き容量なのかというところが、次回以降の肝になってくると思っています、資料の13ページをご覧いただきたいんですけども、ここに次回以降の検討の方向性というところがあって、上に矢印が3つあります。今最後に青木委員が言われたように、そもそも重量割はどうかと、これまでの考え方からすると規模割が主になるところなのではないかというところ、まさに次回以降、それぞれの政策目的の実現に資するののかという部分と思っております。

それと関連するんですけども、両方賦課することは可能なのかと書いてありますが、これは可能なのかということもそうなんですけれども、逆に両方賦課する意味があるのかということも、やはり重要になってくると思っております。

そして、3つ目の規模割についても、ライフサイクルに照らしていつからいつまで賦課すべきか、先ほど、すいません、私途中で遮って発言させてもらいましたけれども、

金子会長から、どこを起点にするのかというところで、その下にこの図を入れていますが、計画段階からなのか、または計画して許可が出て、そこが起点になるのか、許可が出た後稼働して稼働途中で、この条例の施行になった場合は、その施行時点が起点になるのか。また終点についても、埋立てが終わった段階で終点になるのか。管理型の処分場の場合は埋立てが終わっても開口部が閉鎖されるだけで、また廃止にそれから数十年かかりますから、その間をどうするのかと、様々な段階があろうかと思えます。

今後、それぞれの議論を深めていかなければならないんですが、いずれにしても今日その議論に入る手前の、従来の課税原則論に収められなくていいのではないかと、その辺をもう1回整理をさせていただかないと、いずれにしてもこの今申し上げました次回以降の検討にはなかなか移行できないだろうというところがありますので、まずは今日様々ご指摘いただいたところを整理させていただいた上で、今申し上げました次回以降の検討の方向性と、この資料に載っているところを深掘りしていただければと考えております。

以上です。

(金子議長)

青木委員、よろしいでしょうか。

(青木委員)

はい、結構です。

(金子議長)

今日の会議の前半に私が申し上げた、ベースはどこかという議論については、そもそも処分場がない状態というのを理想と考えるのか、現状を受け入れた上で、これ以上の拡張を防ぐというところに絞っていくのかという、その点については、いかがでしょうか。

(石山部長)

そこは、これまでそもそも処分場がなかったというところをベースに検討してきたというところはあまりなくて、まず今も実際にあるというところが、もともとこの方策を考える、1つの入り口のところになっていますので、そういった意味で言いますと、その部分までの議論は事務局ではなかったというところになります。

(金子議長)

規模割、さらに重量割と、課税標準が考えられるわけですがけれども、その辺りをどう使っていくかというのが、処分場のライフサイクルでどの期間にかかってくるのかという違いが若干あるかと思うんですね。アクティブなときだけかかる重量割と、産廃の搬入、埋立てが行われている期間だけかかる重量割と、設置から閉鎖した後、廃止されるまでかかり続ける規模割というタイミングの違いがありますので、目的によっては、両方を役割分担させるといったことも出てくるのかなというふうに考えていたんですがけれども、現状を起点にこれ以上拡張しないということになってくると、どちらかという

もう規模割に集約をすることもできるのかなと。

それで何か不都合があれば、場合によっては、重量割をかけることで何か追加的な目的を果たせるかというふうな考え方になるかと思えますし、さらには税負担水準というのを考えたときに、一括して規模割でというふうな設計の仕方もできると思えますし、タイミングの違いで税負担があえて異なるようにして、何らか早く処分場が閉鎖されるようにインセンティブを働かせることができるかどうかとか、そういった少しテクニカルなところになるかと思えますので、その辺りを更に詰めながら、2つの要素、それ以外の可能性もあるのかもかもしれませんけれども、検討をすることができるのかなと。

現状、規模割というのが主になっていくとは思いますが、必要に応じて、場合によっては重量割、あるいはほかの何か割を考えるということも出てくるのかなというふうに、今のところは考えたいと思えますし、このライフサイクル、どこで課税していくのかというのは、非常に目的とも関わってきますので、更にその辺り事務局でも精査をしていただくと、次回以降の議論がふらふらしないと言いますか、地に足の着いたものになるかと思えますので、その辺りの詰めをお願いしたいと思います。

(石山部長)

もう1点だけ。

金子会長のご発言、まさにそのとおりだと思っております。

ただ、もう1つ、今後の議論の中で重量割を入れておくことに意味があるのかなと思っている点がございまして、現在、全国27道府県、1政令市が産廃税をやっていますけれども、産廃税がかかっている全国の約6割の道府県では、トン1000円払うのが当たり前になっているという状況になっています。

もし、今本市にある既存の処分場に、産廃税と同じ税率で計算したときに、どのぐらいの額になるのかなというところは、1つ、今後、規模割等を検討するときの目安にはなるのかなと。

これから、どのぐらいの税率にするとか、その辺を議論する中では、例えば重量割を既存の産廃税と同じように本市でかけたときに、計算上どうなるのかなというところは、例えば規模割をこれから検討するときにも、数字としては1つのベースのようなものにはなるのではないのかなと。そういう意味では、議論の余地として残しておいてもいいかというふうに思います。

以上です。

(金子議長)

いろいろと税負担を試算する上では、いろいろな可能性を含めて検討することは可能かというふうに思います。

また、その辺りもいろいろとオプションがありそうですので、順を追って検討を進めていくことができればというふうに思います。

それでは、次回以降、改めて課税客体、課税標準、さらには税負担水準辺りまで、議論を進めながら、具体的にどういう課税の仕組みにしていくのかというのを深めていくことができればというふうに思います。

16時30分を回りまして、この件につきまして、委員の皆様から何かございますで

しょうか。

(鈴木副会長)

会長からの質問に答えていない部分が1つありますよね。

答えにくいでしょうから、僕の認識ということで、話をさせてください。

資料2の4ページにイメージの図がありました。実は、君津市で様々な問題が発生しているというのは、こういう処分場ができることによって、様々な環境問題が起きることが想定され、反対運動もありますし、市議会も反対決議をし、歴代の市長も反対という立場を取ってきたと理解しております。

しかし、現状のままで良いのかと考えれば、なかなかそうはいかないと思います。

であるならば、少なくともイメージ図の色の付いたところは容認せざるを得ないということ。が出发点ではないでしょうか。

それについて、一方では、行政需要があるからお金がかかるのだと、どうしても古い行政マンたちはお金の話を考えてしまいます。ですから、倉阪委員の発言にあったように、そういう話ではないというサジェスションをいただいたところですから、今日の議論を含めて、少し時間を頂戴して、とは言っても長く時間をかける必要はありませんので、一両月のうちに次の会議を開くということで、事務局には、図に手を入れるなど一生懸命頑張っていたらよろしいのかなと思っております。

金子会長、以上です。

(金子議長)

ありがとうございました。

事務局もそういうことでよろしいでしょうか。

(小松課長)

鈴木委員どうもありがとうございました。

私どもも、時間を置かずに次回の会議を開催したいと思っておりますので、各委員の皆様方におかれましては、会議の日程調整のご協力をよろしくお願いいたします。

(金子議長)

それでは、時間も大分経過して参りました。

議題(4)につきましては、以上とさせていただいてよろしいでしょうか。

議論が発散したところもあったかと思いますが、ひとまず、議題(4)については以上にしたいと思います。

それでは、本日予定しておりました議題は以上になるかと思いますが、有識者の皆様からほかに何かございますでしょうか。

(特になし)

(金子議長)

それでは特にないようですので、君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有

識者会議の議長の職を解かせていただきます。

進行に少し不手際もありましたが、ご協力いただきましてありがとうございました。

(棚倉係長)

金子会長には、議事の進行をいただき、ありがとうございました。

また、長時間にわたり有識者の皆様大変お疲れさまでした。

次第5 その他になりますが、有識者の皆様から何かございますでしょうか。

(特になし)

(棚倉係長)

それでは、本日いただいた意見を参考にしながら、次回の会議に向けて準備をさせていただきます、日程については既に調整依頼をさせていただいておりますが、引き続きご協力をお願いいたします。

次回以降の会議について、ご質問や確認事項等はございますでしょうか。

(特になし)

(棚倉係長)

それでは、以上をもちまして、令和7年度第2回君津市新たな環境施策としての法定外税制度検討有識者会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。

長時間にわたり大変お疲れさまでした。

《午後4時40分終了》